

# 美祢市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

(平成25年2月1日策定)

## 第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、山口県の建築物等における木材の利用促進に関する基本方針に即して策定するものであり、市内の建築物等における木材利用促進に関する必要な事項を定める。

## 第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「地域材」とは原則として、美祢市内から産出された木材とするが、それらが手当できない場合にあつては、県産木材とする。
- (2)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁等)の全て又は一部に地域材を利用することをいう。
- (3)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、内装及び外装の全て又は一部に地域材を利用することをいう。

## 第3 建築物等における木材利用の促進のための基本的事項

市が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深め、建築物等における木材利用を促進する。

### (1) 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、県や市による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、市民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果も期待できる。

### (2) 森林の整備、地域経済の面での効果

木材の利用を促進していくことは、森林の循環利用を通じた森林の適正な整備につながり、脱炭素社会の実現、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待できる。

## 第4 公共建築物における木材の利用目標

- 1 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、次の各号に掲げるものを除き、積極的に木造化を促進する。
  - (1) コストや技術の面で木造化することが困難な施設。
  - (2) 当該公共建築物に求められる機能の観点等から、耐火性・耐久性が求められるなど、木造化することが困難な施設。
  - (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。
- 2 公共建築物において、特に市民の目に触れる機会が多いと考えられる場所については、床等の内装の木質化を促進する。
- 3 公共建築物等を解体する際に発生した木材についても、資源の有効利用の観点から燃料利用等に供するため可能な限り木質バイオマス化を図るものとする。
- 4 公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の活用に努めることとするほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、森林バイオマスを燃料とするボイラー等の導入及び燃料の調達、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制を検討し、利用の促進に努めるものとする。
- 5 公共工事等においては、耐久性などの性能やコスト等を勘案の上、木材や木材を原材料とした製品等の利用の促進に努めるものとする。

## 第5 その他建築物等における木材の利用の促進に関する必要事項

### 1 市の取り組み

市は公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、県及びその他の関係機関の協力も得つつ、地域材利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- (1) 木材の供給体制の整備
- (2) 木材の調達方法等に関する情報の収集・提供
- (3) 木材の利用の促進の啓発と理解の醸成 など

### 2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、市や建築物を整備しようとする事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

### 3 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

## 附則

この基本方針は、平成25年2月1日から施行する。

附則

この基本方針は、令和5年1月10日から施行する。